

答 申 第 1 号
平成26年 4月 9日

三田市長 竹 内 英 昭 様

三田市まちづくり基本条例
情報共有及び危機管理検討委員会
委員長 岡 田 憲 夫

三田市まちづくり基本条例に基づく情報共有
に関する検討について（答申）

平成25年6月12日付三総第89号により当委員会に諮問された事項のうち、三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）第9条・第11条の規定に基づく個人情報を含めた情報共有のあり方に係る事項について答申します。

委員会では、地域で平常時の見守りや災害等への対応を担っていくために、市の保有する個人情報を平常時から地域団体等に提供する「三田市災害時要援護者支援制度」の検証等を行い、当該制度の見直し（案）を取りまとめました。今後、当該制度が広く市民に認知され、市民の自発的な活動を促進するために制度運用に際し取り組むべき工夫についての意見を下記に添えてここに答申します。

今後、市長にあっては、速やかに必要な手続を進められるよう要望するとともに、本委員会での各委員からの意見や市民から寄せられた意見等を踏まえ、下記の点に留意され、「三田方式」と呼ぶべき制度の実現と効果的な運用により、災害時に円滑かつ迅速に避難誘導や安否確認等を行える体制の整備に努められるよう期待します。

記

三田市まちづくり基本条例に基づく情報共有制度の徹底のための運用上の工夫に

ついて

- 1 新制度の周知段階から、支援に携わる関係者との連携を密にして協力し合うとともに、地域特性に応じた協議会方式による連携も含めて、新制度が広く市民に認知されるように鋭意努めることにより、「災害時避難行動要支援者への支援制度」の実現に取り組まれない。特に新制度の導入時には、地域ごとに趣旨説明を行うとともに、支援に関わる関係者ならびに市民の疑問に丁寧に答え、地域の理解と協力が得られるような説明会等を随時実施するように努められたい。
- 2 新制度における情報共有と取り組み状況の検証を適宜・継続的に行い、制度改善につなげていくことにより、市民と共に「地域内での助け合いによる安心のまちづくり」を目指し、もって三田市全体の防災力向上を図られたい。
- 3 以上の取り組みを通して「三田方式」と呼ぶべき制度の実現と効果的な運用に努められたい。

なお本方式を真に実りあるものにするためには、各地域の支援に関わる関係者や市民の方々が、地域の実情に即した適切な情報共有の方法等を地域ごとに工夫して編み出すことも大変重要であることから、三田市はこのような地域の自主的な取り組みを積極的にサポートするよう鋭意努められたい。

三田市 災害時要援護者支援制度 の見直し（案）

災害時の避難行動支援のため、情報共有のしくみを改善します。（改正災害対策基本法にも対応します。）

目次

- 1 避難行動要支援者名簿の新規作成…P.2,P.3
- 2 避難行動要支援者名簿の新提供先 …P.3
- 3 名簿提供の新ルール … P.4
- 4 提供名簿の新管理ルール … P.5
- 5 新制度（案）の推進方法 …P.5,P.6

三田市まちづくり基本条例情報共有及び危機管理検討委員会

災害対策基本法の 改正

…

平成 25 年 6 月の改正で、「住民等の円滑かつ安全な避難の確保」として次の規定が追加されました。

- 1 市町村は、災害時の避難で特に配慮を要する者（避難行動要支援者）の名簿を作成 法 49 条-10
- 2 市町村は、避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時から消防団や民生委員等の関係者に名簿情報を提供 法 49 条-11
- 3 市町村は、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できる 法 49 条-10

災害時要援護者 支援制度とは

…

災害時、避難行動において何らかの支援を必要とする人の支援を目的に、全国の各市町村で登録制度がつけられてきました。

三田市では平成 20 年に制度化され、登録された約 1500 名の要援護者情報を各区・自治会等の地域ごとに名簿台帳で提供し、平常時から要援護者を見守るなど、助け合いの地域づくりが取り組まれてきました。

1 避難行動要支援者名簿の新規作成

名簿の作成方法は、次のとおりとします。

(これまで) 任意の登録制による名簿作成



(これから) ①要支援者の基準を定め、該当者を市で名簿登録
②任意の登録制による名簿作成 (継続)

※ 上記①の要支援者となる基準に該当しなくとも、従来からの任意登録のしくみを継続し、①②の2つの方法により名簿を作成していきます。

新たに定める要支援者となる基準は、次のとおりです。

- ① 要介護度2～5の認定を受けている者
- ② 認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ～M判定を受けている者* (Ⅱから、日常生活に支障を来たず症状とされています)
- ③ 障害高齢者の日常生活自立度ランクB～C (寝たきり) 判定を受けている者**
- ④ 身体障害者手帳を所持する者のうち、下記に該当する者
 - 1) 視覚障害 1～4級
 - 2) 聴覚障害 2・3級
 - 3) 平衡機能障害 全ての等級
 - 4) 肢体不自由 上肢 1・2級
 - 5) 肢体不自由 下肢 全ての等級
 - 6) 肢体不自由 体幹 全ての等級
 - 7) 肢体不自由 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - ア) 上肢機能1・2級、イ) 移動機能 全ての等級
- ⑤ 療育手帳A (重度) ・B1 (中度) を所持する者
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯者
- ⑦ ①～⑥に該当しないものの、自ら又は家族・親族及び支援関係者から避難行動要支援者であるとの申し出があった者***
- ⑧ その他、市長が名簿登録を必要と認める者
(例：市あて身体の衰えが著しい方の情報提供があった場合等)

避難行動要支援者

...

改正災害対策基本法で新たに定義された用語です。避難行動において特に支援が必要と想定される方々とされ、その基準は各市町村が設定します。

要支援者となる基準

...

新たに設定する基準は、避難行動において特に自力避難が困難と想定される方々としています。

国は、「要介護度3～5」「障害者手帳1・2級所持者」「療育手帳A」等を例示していますが、この新制度(案)では「自力歩行の困難度」に着目した結果、基準該当者が国例示よりも一部で拡大します。

*認知症は、症状によりⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Mと区分され、認知症状により避難行動に支障があると想定されるⅡ～Mを要支援者とします。

**寝たきり度は、症状によりJ、A、B、Cと区分され、より寝たきり症状の重いB・Cを要支援者とします。

***左記⑦の主な想定

- ・75歳以上だけの世帯
- ・④⑤⑥に該当しない各手帳所持者
- ・その他、妊産婦、乳幼児とその保護者、日本語に不慣れな外国人 など

避難行動要支援者名簿に掲載する情報は、次のとおりです。

- ①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、
⑤電話番号他連絡先（自宅電話、FAX、携帯電話、メールアドレス）
⑥避難支援を必要とする理由
⇒ 自力避難が困難な理由として以下項目のいずれかを選択
（障害等級などは記載しない）
- 目が見えにくい
 - 耳が聞こえにくい
 - ひとりでの移動は困難
 - 内部障害や持病がある
- ⑦避難支援等に関し市長が必要と認める事項
⇒ 1) 「支援区分」として以下項目のいずれかを選択
- 声かけ・安否確認をしてほしい（自力歩行で避難できる）
 - 避難時の同行をしてほしい（自力歩行はできるが、同行者が必要）
 - 避難時の介助をしてほしい（自力歩行は難しいので、介助が必要）
- ⇒ 2) その他の事項
- ・同居者の有無
 - ・緊急時連絡先（氏名、続柄、住所、電話番号）
 - ・自分の避難支援を依頼できる特定の人の有無
 - ・区、自治会名（加入の有無）

2 避難行動要支援者名簿の新提供先

市が作成した名簿の提供先は、次のとおりとします。

- (これまで) ①区・自治会（自主防災組織を含む）
②民生委員・児童委員



- (これから) ①区・自治会
②自主防災組織
③民生委員・児童委員
④消防団
⑤警察
⑥市長が認める団体

避難支援に携わる関係者

...

ここでは、市が名簿情報を提供する対象者を規定するものです。

支援関係者は、左記①～⑤のみならず、「市社会福祉協議会」等の公益団体のほか、「市身体障害者福祉協議会」などの当事者団体、福祉サービス事業者やボランティア団体など幅広い関係者を想定しており、ご理解、ご協力を願いたく考えています。

⑥市長が認める団体については、区・自治会等が人的支援力補完を目的に支援活動協定を締結するなどした相手方を想定しています。

3 名簿提供の新ルール

1 平常時における避難行動要支援者名簿の外部提供について、登載された要支援者本人の同意をいただき、平常時から外部提供します。また、同意の方法として、新たに「推定同意」の手法を導入します。


【平常時から外部提供する方】

- 外部提供することに同意していただいた方
 - 外部提供に関する意思表示がない場合で、本人の同意があったものと推定して取り扱うこととした方
- ※ 不同意の方の情報は、平常時、外部提供しません。

(具体的な手続きは、次のとおりです)

- 1) 要支援者本人あて名簿登載を行った旨を通知(市→本人、文書)し、平常時からの名簿情報の外部提供に関する意思表示(本人→市、書面提出等)を求めます
- 2) 要支援者本人からの意思表示が困難な場合、家族や親族、支援関係者(以下「家族等」という。)による申出を本人意思として取り扱うことができることとします
- 3) 要支援者本人もしくは家族等からの意思表示がないケース等へは適宜面談等を実施し、制度理解に鋭意努めます
- 4) 以上により適切な処置を講じても、なお要支援者本人もしくは家族等から意思表示がない場合には、本人の同意があったものと推定して取り扱うことができることとします

2 災害発生地域及び避難勧告等の発令地域にあつては、人命を最優先するため、改正法*に基づき不同意者を含めた名簿情報の提供を実施します。

- (これまで) 名簿情報の外部提供に何ら支障なし
(全登録者が登録時、外部提供に同意済のため)
- 
- (これから) 災害発生地域及び避難勧告等発令地域に存する不同意者を含めた要支援者情報を支援関係者あて提供します

推定同意の適用 (左記4))について

...

要支援者自らが意思表示することが困難と判断する場合、また一定期間・一定頻度の照会を行った上でも不同意の意思表示のない場合には、人命第一の観点から本人同意があったものと推定し、平常時から外部への名簿情報の提供を行うこととします。ただし、自動的にこの推定を適用するわけではなく、ケースごとに検討を行った上で判断していきます。

避難勧告等とは、三田市地域防災計画に定める市長が発令する避難準備情報、避難勧告、避難指示をいいます。

※この伝達方法は、テレビ、ラジオ、さんだ防災・防犯メール、エリアメール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車、区長・自治会長への電話連絡等を用います。

左記2の情報提供は、避難勧告等発令地域に限り実施することとします。

避難勧告等発令時は、同法に定める「要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められるとき」と考えられ、この場合は「本人の同意を得ることを要しない」と規定しています。

*改正災害対策基本法
第49条の11第3項

4 提供名簿の新管理ルール

市より名簿情報の提供を受ける支援関係者が行う、名簿情報の適正管理について、以下のとおりとします。

(これまで) 名簿情報の管理代表者等が、個人ごとに個人情報取り扱いに関する誓約を実施（誓約書を市に提出）



(これから) 名簿情報の取り扱いに関する市との協定を締結（個人ごとではなく、組織・団体と市が協定する）

協定を締結する組織・団体には、次の取り組みを推奨して、適正管理に取り組んでいただくこととします。

- ・名簿管理者及びその閲覧者は、協定内容を確認し、守秘義務等について認識した旨を毎年署名記録し、名簿とともに保管。（この署名簿の、市への提出は不要）
- ・市からの更新版名簿が提供される都度、最新版への差し替え処理、更新内容の確認を実施。（年1~2回を想定）

5 新制度（案）の推進方法

(これまで) 各区・自治会への説明会や研修会、想定要援護者への登録案内書の郵送（ダイレクトメール）及び各民生児童委員に協力いただいていた個別登録勧奨



(これから) 三田市の地域特性を生かした「三田方式」（以下参照）により、新制度の周知・普及に取り組みます

<三田方式について>

・新制度の周知、普及のため関係者が協力し合います

区・自治会連合会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会はじめ関係組織・団体の協力を得て、要支援者・支援関係者ともに新制度が理解・普及しやすいよう説明会や研修会等を開催します。

・要支援者全員の意思確認*を目指します

すべての要支援者あて説明文書の個別郵送（ダイレクトメール）や電話、必要に応じて面談等を用いて意思確認を行っていきます。

名簿の適正管理 に向けて

...

要支援者名簿は、重要なプライバシーを多く含んでいますので、その管理に関する協定を市と締結いただきます。

なお、各民生児童委員は、要支援者の見守り等が本来職務の範疇にあると考えられることから、この協定の締結対象外とします。

新制度への移行 について

...

災害は、いつどのように発生するかわからず、その発生時には迅速な地域内での助け合いが重要と考えられます。

そのためにも、新制度の周知・普及には、行政はもとより、要支援者本人及び支援関係者が協力し合う「三田方式」により推進します。

※ 新制度による名簿情報の提供を開始するまでは、現行制度の「災害時要援護者台帳」の運用を継続します。

* 平常時から名簿情報を外部提供することに関する同意についての意思確認です。

新制度推進のための各関係者の役割

(1) 市の役割	(2) 避難行動要支援者の 役割	(3) 避難支援に携わる関係者 の役割
<p>避難体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害対策への市民理解</u>を深めること ・ <u>「自助」</u>の取組を勧奨していくこと ・ 自主防災組織やご近所で助け合う<u>「共助」</u>の避難支援体制を確立すること 	<p>「自助」の努力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの<u>住まいの安全確保</u>に努めること ・ 災害時、どこに誰とどうやって避難するか、何を持って逃げるか等を決めた<u>「マイ避難プラン」</u>を作成しておくこと 	<p>避難支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織単位を基本に、地域で活動する様々な組織や団体の参画を得て、<u>地域ぐるみで避難行動要支援者の避難を支援する体制を整備</u>すること
<p>情報共有の徹底</p> <p>関係機関との連携</p>	<p>支援関係者への協力</p>	<p>避難支援についての相互理解</p>
<p>情報伝達の整備</p>	<p>避難行動への備え</p>	<p>平常時からの取組み</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者が安全に避難できるように、避難準備情報ほか必要な情報が的確に伝わるよう、<u>情報伝達に関する整備</u>に努めること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難訓練に進んで参加</u>していくこと ・ 常日頃から避難行動に備え、<u>持ち出さねばならない物品等の準備</u>をしておくこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者<u>名簿の適正管理</u> ・ <u>避難訓練を</u>、避難行動要支援者本人や家族を含めた<u>地域ぐるみにより実施し、これに参画</u>していくこと ・ <u>情報伝達、避難支援等が実際に機能するか点検</u>し、実効性を確認しておくこと

出典・参考「避難行動支援に関する取組指針(内閣府)」、「災害時要援護者支援指針(兵庫県)」

平成26年4月9日

三田市まちづくり基本条例情報共有及び危機管理検討委員会